

## 2012年9月定例会 個人質問

○副議長（泊 照彦） 休憩を解いて会議を続けます。

次に、22番 櫻井 周議員の発言を許します。櫻井議員。

○22番（櫻井 周）（登壇） それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、発言通告書に従いまして質問をさせていただきます。

まず最初に、認定こども園制度を拡充すべきという観点から質問させていただこうと思いますけれども、これは既に議案質疑もさせていただいておりますし、文教福祉常任委員会でも議論されておりますし、さらに代表質問でも既に議論があったところですので、もう端的に質問させていただきます。

この認定こども園をめぐる情勢といたしまして、伊丹市におきましては、私立の幼稚園から認定こども園、幾つか移行がされました。そして、この際に安心こども基金が活用されていないということを議案質疑でも指摘させていただきましたけれども、その際、安心こども基金を活用しない理由としまして、社会福祉法人等が社会福祉事業を経営する施設の建設等に係る補助金交付要領を廃止したこと、それから、待機児童が多く発生している阪急伊丹線沿線のみで活用する方針、このような答弁をいただいております。しかしながら、要綱がないのなら、やはり福祉施設全般というわけではなくても、児童福祉施設についてはまだまだ施設整備が必要だということもございますから、待機児童も発生しておるわけですから、こうした観点に基づいて要綱をつくればいいだけだというふうに考えますし、また、阪急伊丹駅沿線のみで待機児童が多く発生しているというわけではございません。現在の待機児童数見ますと、阪急伊丹駅駅前のポピンズで4名、駅から遠く離れた北保育所では18名というように、必ずしも駅近くで発生しているわけではなく、伊丹市域全般で満遍なく発生しているというのが現状でございます。そうしたことから考えますと、阪急伊丹線沿線に限るということもおかしいというふうに考えます。

さらに安心こども基金を活用するに当たっては、随伴部分、つまり伊丹市の独自財源を手当てしなきゃいけない部分というのもございますけれども、既に一般財源として600万円を用意しておるわけですから、こうしたものの範囲で活用すればよいではないかというふうにも考えるところでございます。

そこで、改めてお尋ねいたします。

なぜ私立幼稚園の認定こども園の移行の際に安心こども基金を活用しないんでしょうか。また、経常収支比率が99.8%という伊丹市におきましては、一般財源非常に貴重でございます。なるべくならば国や県の補助金などを有効活用していくべきというふうに考えますけれども、こうした観点からも安心こども基金を活用すべきだと考えますが、市当局のお考えをお聞かせください。

次に、行政評価についてお尋ねいたします。

この9月定例会というのは決算審査が行われます。そして、この決算審査というのは、まさに税金、本当に有意義に使われたのか。しっかり成果が上がっているのか。税金の無

## 2012年9月定例会 個人質問

駄遣いがないのかということをチェックする貴重な機会でございます。そうした中で、この行政評価結果報告書、これは行政のまさに評価結果が報告されているというそういう資料なわけですから、こうしたものを十分に活用しながら、税金の無駄遣い洗い出していくと。そして、本当に効率的、効果的に税金が使われるようにしなきゃいけないと、このように思うわけです。そうした観点から、今年の、ちょうど1年前の9月定例会におきまして、この行政評価におきましても、事務事業ごとのシートの中で各事業の成果をしっかりと書いてほしいということを要望いたしました。そして、ことしの行政評価から成果を記載する欄が設けられました。こうしたことを踏まえまして、行政評価を用いまして、決算審査特別委員会では本当に事業仕分け的な、税金の有効に使われたかどうかというチェックが本当にできるものというふうに思っております。

ただ、ざっと今、決算審査特別委員会に向けてチェックをしているところですが、幾つか見ますと、ちょっとひどい記載ぶりが目につきましたので、そのことについてまず御指摘させていただきたいと思っております。

これ一番ひどい例だと思うんですけども、都市再生整備計画の推進という事務事業について、成果及び反省点のところ、これは空欄になっております。これ200万円ぐらい事業費として使っているんですけども、空欄になっていて、経費の合計として200万円ぐらいなんですけれども、成果のところは空欄になっていると。そして、総合評価では星が4つついている。星4つというのは最高の評価です。そして、事業を継続するというふうな記載になっております。

それから、これはまた別な例でございますけれども、児童福祉手当給付等事業については、この成果の欄が書いてあるんですけども、特になしというふうに書いてあります。この事業、8億4000万円の事業です。こんだけお金を使って、成果が特になし。これでいいのかというふうに非常に疑問に思うわけです。

あともう一つ、高額の予算を使っているものとして、高齢者市バス無料乗車証支給事業、これについても経費は5億3000万円、そして成果が特になしですね。5億3000万円使って、特になしと。きのう、総合政策部長から中田議員の質問に対して、この高齢者市バス無料乗車証支給事業の効果について、るる説明いただいたところではございますけれども、一方で、こちらのシートの中では成果は特になしというふうになっていると。どちらが本当なんだろうというところも大変疑問に思うわけですけれども、そのほかにも、この記載があっても、予定どおり実施とか計画どおり達成というものもございました。この予定どおり実施というのは、これは非常に重要なことではあるんですけども、実施された結果、市民にとってどういう成果、どういういいことがあったのかということを書いてもらうのが、まさにこの成果という欄なはずなんです。ところが、実施をしました、つまりお金は使いましたと。お金を使って、その結果どうなったのか書いてないから、この評価ができないというところなんです。計画どおり達成というのも、どういうふうに、その達成された結果がどういう効果があったのか、どういう成果があったのかというのが

## 2012年9月定例会 個人質問

抜けているというところで、これは説明になってないというふうに思います。あとほかにも一定の成果があったというふうを書いてあるんですね。一定では全くわかりません。こういう説明になっていない説明、記載ぶりも散見されるところでございます。

こうしたところを見ますと、ちょっと質問なんですけれども、担当者が記入した行政評価のシート、これ普通課長がチェックする、室長がチェックするということだと思うんですけれども、これちらっとでも見れば、これおかしいなと、これだめだよというふうに気づくと思うんですけれども、ちゃんとチェックはしているんでしょうか。

それからあわせて質問させていただきますけれども、この成果が書いていない、また成果が特になしというような事業については、これは担当部門としましては説明責任果たせていないということだというふうに思いますけれども、このように成果がきちっと説明できてないものについては、これは成果が上がってないというふうにみなして、来年度の予算の計上を見送るべきだというふうにも考えますが、いかがでしょうか。

この行政評価というこの作業ですけれども、これはまさに事業の目的、事業を実施する前に事業の目的は何か。そして、どういう内容で事業を実施するのか。そして、その成果、何を目指して、どういう成果を期待しているのかという流れをまず実施する前にしっかりとイメージをつくって、そして、そうすることで、今度事業を実施するときには、目的、内容、それから成果、この一連の流れをイメージすることで、効率的、効果的に事業を実施できるんだというふうに思います。

逆に、そうしたことをきっちり事前にもうイメージし、実施するときにもイメージしていれば、この行政評価記入するときには、別に時間もかけずに、5分か10分あればすぐ記載できると思うんですね、1ページでほとんど文章を書く部分ございませんから。そんな業務負担になるわけではないと思うんですね。ところが、それを最初にちゃんとイメージしながら仕事をしていないと、イメージできていないと、これが非常に面倒くさい作業になる。せっかく事業終わって、もうやれやれと思っているときに、またこのシートを書かなきゃいけない。何でこんな面倒くさいことをするんだと。余分な仕事がふえて迷惑だと。こういうふうになってしまうわけですね。だから、まずどういうことをしているのかということをしかりと、自分の立ち位置といいますか、業務の位置づけですね。そういうものをしっかりと認識するところから始まっていくんだというふうに思います。これ行政評価とか行政改革とかそういう大げさな言葉でも使われますけれども、まさにこうした日々一つ一つの事業を丁寧にやっていくと。いわゆる業務改善の本当の一つだというふうに思います。

伊丹市役所というところは1000人以上の職員が働く、ある種大きな組織でございます。しかも、基礎自治体というところは本当に多種多様な業務ございます。こちらに並んでらっしゃる部長さん方々見ても、本当に多様な分野を担当されていると。そういう中で、一人一人の職員にしてみたら、自分が全体の中でどういう位置づけの仕事をしているのか、ともすれば、見失いがちというか、わからなくなってしまう。自分の位置づけがわからな

いと、自分がどっち向いて仕事をしていいのかっていうのもわかりづらくなってしまふ。また、自分の仕事が直接市民に接する部門であれば、まだわかりやすいですけれども、そうじゃない部門にいるときには、自分の仕事はどういうふうにめぐりめぐって市民の生活、市民の暮らしに役立つのかというのが見えにくくなってしまふ。そうすると、とりあえず目の前にあるものを右から左に流すような形でこなすというふうになってしまふと、なかなか、そうすると、成果というか、あらわれてこないですし、また、仕事自体のやりがいというのも見えてこなくなる。モチベーションも上がらなくなってしまふ。そういうふうにするわけでは

市長も以前、職員の能力として非常に大事なことは自分で考えるということなんだというふうにもおっしゃってました。自分で考える、それは非常に重要なことですし、私も全くそのとおりだと思います。ただ、今度自分で考えるためには、自分がどういう位置にいるのか、全体像を把握した上で、自分がどこにいるのかわからないと、これ考えられないんですよね。そうした意味でも、この行政評価といいますか、いろんな計画もございます。そうしたものが大事なんだというふうには思います。

一方で、ほかの地方自治体においては、この行政評価自体は10年ぐらい前にブームといいますか、全国的にはやって、それでいろいろな各地の自治体でこの行政評価が取り入れられました。しかし、先ほど来申し上げたとおり、この行政評価の意味というのはしっかり理解し、実行していないと、単なる余分な仕事というふうになってしまふ。そして、もう面倒くさいということになって、行政評価をやめている自治体も幾つかあるというふうには聞いています。

しかし、この行政評価というのを本当に、何ですか、プラン・ドゥー・チェック・アクションという、こういう行政改革、行政の効率化を進めていく上で非常に重要なツールだというふうには考えますので、この時計の針を戻すようなことをしてはならないと。これをむしろしっかり進めていくべきだというふうには考えます。民間の営利団体であれば、利益というある種簡潔明瞭、普遍的な尺度、どの部門にも当てはまる尺度ございます。もちろん利益だけで経営をされているわけではないにしても、ただ一つわかりやすい尺度があるわけです。ところが、行政のような非営利団体では、そういった利益というような普遍的な尺度ございません。ですから、その都度業務に応じて指標も設定しなきゃいけないし、成果もはかっていかなきゃいけない。しかも、その成果は必ずしも数字であらわせるわけでもないということで、これは本当に行政というような仕事は営利団体よりもずっとマネジメント難しいというふうには考えます。

そうした観点から、市長にお尋ねいたします。

本市において、この業務改善を推進するために、また総合計画の進捗状況を確認するために、また職員のやる気を引き出すために、本当に伊丹市の諸課題を解決するために、職員の力を結集するために、行政評価をさらに定着させていくことが必要だと考えますけれども、市長のお覚悟をお聞かせください。

## 2012年9月定例会 個人質問

次に、教育分野における事業評価についてお尋ねいたします。

教育の分野におきましては、この行政評価結果報告書にも教育分野の事業記載されておりますけれども、それに加えて伊丹の教育（成果報告編）というものがあって、こちらでもいろいろ記載されております。以前より教育分野の評価について何か大きな大事なものが抜け落ちているのではないかというようなもやもや感をずっと持っておったんですけれども、最近どうもそのもやもや感の一つがちょっとわかったので、今回質問させていただきます。

教育の分野で最も重要なものというのは、やっぱり学力向上と申しますか、確かな学力を身につけることだというふうに思います。これは私個人の意見というわけではなくて、伊丹市教育ビジョン、こちらにもそういうふう書いてあります。第一にということで書いてございます。この確かな学力を身につけるといふ観点からすると、一番大きな役割を果たしているのは学校の授業だと思います。学校の授業そのものを、じゃあ、この中で評価されているのか。伊丹の教育というのを見ますと、いろいろ項目がある中で、その本当1つとして、1項目として上げられていると。数ある項目、もういっぱい項目が、20か30か項目があるんですけれど、そのうちの一つとして一言、1行記載があるという状況です。ですから、いろんな項目がある中で、その中に埋没してしまっているという感じがいたします。

また行政評価結果報告書、こちらのほうでは、そもそも学校の授業そのものを評価するといひますか、学校の教育そのものを丸ごと評価するといふものはないです。これ、本来この行政評価結果報告書は1つの事業に対して費用がどれぐらいかかっているのかと。それに対して効果がどうなのかといふことを書いてあるものだといふふうに理解しているんですけれども、1つ考えられるのは、事業そのものの費用っていうのは、多くは教員の人件費だと思いますけれども、教員の人件費は伊丹市の負担ではなくて県費負担といふことから、そうすると、伊丹市から支出されているわけではないから、その部分について費用の計上もなく、伊丹市の行政評価結果報告書にも記載されていないのかなといふふうにも思いますけれども、ただ実際にこの費用対効果を計測しようとしたときには、この部分といふのは大きく抜け落ちているのではないかといふふうにも思います。

そこで質問させていただきます。

まず、この伊丹の教育（成果報告編）という報告書の中で、本当に伊丹の教育を的確に評価できているといふふうにお考えでしょうか。この伊丹の教育については、教育委員会の定例会や協議会の中でもさまざまな議論があったといふふうに承知しておりますけれども、そうしたことも踏まえて、ぜひお答えください。

また、事業そのものは教職員の人件費に係る部分であり、教職員人件費は県費だから、伊丹市では評価しないといふことであれば、一方で、小・中学校の設置者としての伊丹市教育委員会の責任を放棄しているといふふうにも思えるところですが、教育委員会のお考えをお聞かせください。

## 2012年9月定例会 個人質問

次に、教育ビジョンということなんですけれども、これ平成19年から平成28年という10年にわたってこの伊丹市のビジョン、教育について見通しているものでございます。この教育ビジョンも改めて読んでみますと、なかなかちょっと不思議といたしますか、よくわからない部分が出てきました。そもそもその一つのきっかけとしまして、8月9日木曜日に教育委員会の協議会がございまして、それを傍聴させていただきましたけれども、この中で、実は評価に関し、伊丹市のこの教育ビジョン、柱4本なのか、それとも3本なのかというような感じの論争がございました。つまり4つあるうちの1つが、最後の4つ目が伊丹ならではの特色ある教育ということなんですけれども、これは内容的にはほかの3本の柱の中に大体含まれていることで、再掲事項という重複している事項でございます。そうしたことから、もう一度改めて教育ビジョン見直したところ、私、ここの4つの柱といたしますのは、幼児期・学校教育についてというのが第1の柱です。第2の柱が家庭・地域・社会教育についてというものです。第3の柱が教育行政についてです。第4の柱が伊丹ならではの特色ある教育の推進についてというふうになっています。

このうち第1の幼児期・学校教育についてというところについては、これは一つの大きな柱だということはよく理解できます。

次に、家庭・地域・社会教育についてということなんですけれども、これの中身を見てみますと、家庭での児童が家庭で勉強するということが重要だと。つまり、児童の家庭教育をサポートするところがあります。それと加えて、大人が生涯教育、生涯にわたって自分で勉強していくというようなこと、生涯教育について書かれているものもございます。つまり、ある種クライアントといたしますか、受益者が児童を対象にしている部分と、それから、いわゆる大人を対象にしている部分とがごっちゃまぜに書かれています。これざっくり、児童を対象にしているものと、それから大人を対象にしている、2つの柱が1つの束になっている状況ではないのかというふうにも思います。

さらに3つ目のこの教育行政についてでございますが、この教育行政というのは、直接的に市民の、児童であったり、それから大人で市民の皆さんであったりというような人に直接何かを提供するよりは、例えば学校であったり、それから社会教育施設であったりというものを通じて市民にサービスを提供する。つまり、そうした学校教育施設、社会教育施設を支えるというもので、つまり、柱というよりは土台ではないのかというふうにも思うわけです。

さらに、4つ目の項目のこの伊丹ならではの特色ある教育というのは、これはあくまでほかの項目に含まれているものをハイライトしているというところでございますから、柱というよりは飾りではないのかというふうにも思うわけです。別に飾りをつけちゃいけないというわけじゃなくて、飾りは飾りでそれなりに意味があるとは思いますが、柱ではないというふうにも思うわけです。

そうしたことからすると、この4本柱とも言われたりしますけれども、この4つの項目が単に羅列されていて、その相互関係も必ずしも明確に説明されていない中で、こういう

## 2012年9月定例会 個人質問

ふうにビジョンとして掲げられていると。別な見方をしますと、この4つの柱のうち3つについては、例えば教育行政については管理部、幼児期・学校教育についてというのは学校教育部、家庭・地域・社会教育については生涯学習部というふうに、単に教育委員会の中にある3つの部門、部署、部を違う言葉に置きかえただけではないのかというふうにも思います。

こうした観点から、伊丹の教育ビジョンというのは何かロジックとしておかしいといえますか、不十分だというふうにも感じるところなんですけれども、教育ビジョンを最終的に了承した教育委員会としてどのようにお考えでしょうか。

また、この教育ビジョン、今6年ということで、あと残り4年ありますけれども、もう少し、一たん考え直す、第3期実施計画を待たずに改訂すべきではないかというふうにも思いますけれども、いかがお考えでしょうか。

最後に、教育委員会制度の諸問題についてお尋ねいたします。

既に代表質問の中でも教育委員会制度に対する批判、大津市長の越 直美市長、大阪府の前知事で今大阪市長の橋下 徹市長のいろんなコメント、それから岡山県知事、大分県知事、鳥取県知事のコメントを既に紹介されております。そうした中で、一つの批判としまして、教育委員会何やっているかわからない、閉鎖的だというような批判もございます。市民に開かれた教育委員会とするために、教育委員会はどのような取り組みをされていきますでしょうか。

また、レイマンコントロールというのが教育委員会、教育行政の分野でよく言われることとございますけれども、このレイマンコントロールというのは教育行政の方針決定が教育の専門家の独断に流れることのないように、社会の良識を広く教育行政に反映させる仕組みということとございますけれども、これが機能していないというような批判もございます。レイマンコントロールという意味では、まことに僭越ながら、教育分野についても市議会議員が市議会の本会議、それから予算決算の特別委員会、文教福祉常任委員会でも議論しております。こうしたものとさらに教育委員会で重ねて議論する必要性をどのようにお考えでしょうか。

例えば損害賠償請求事件、今回の9月定例会でも121号という議案として上がってきておりますけれども、これについて教育委員会でも教育長の専決処分が9月13日に行われて、そして、9月13日の教育委員会定例会では報告されております。そして、この報告あった後、全く議論がないまま承認されています。市議会では本会議で議案質疑が2件、文教福祉常任委員会でも活発な議論があったところとございますけれども、そうしたことからわかるとおり、これ極めて重要な議題だというふうにも思うわけですが、教育委員会では全く議論がないままに承認されました。このような教育委員会では機能していないというふうにも感じるところとございますが、教育委員長はどのようにお考えでしょうか。

それから、レイマンコントロールという観点からいたしますと、複雑多様化する地域住民のニーズに対応するというところで、非常に重要な点だというふうにも思います。これは

## 2012年9月定例会 個人質問

地方分権という今の流れの中で、地方分権、住民自治、住民による学校運営、そうした観点からしますと、学校評議員制度やコミュニティースクールといったところも重要になってくるかというふうに思います。こうした学校評議員制度やコミュニティースクールなど、地域住民が学校運営及び学校支援を行う仕組みを構築して教育委員会の権限を学校園に移譲していくことが、複雑多様化する地域住民ニーズに適切に対応するよりよい方法であるというふうにも考えますけれども、教育委員長のお考えをお聞かせください。

また、学校園の権限移譲も念頭に置いた学校評議員制度のあり方についての教育委員会のお考えをお聞かせください。

最後になります。ちょっと時間も大分押してきましたので、最後にいたしますけれども、ちょっと細かい話でございますが、先ほど申し上げた損害賠償請求事件に係る和解についてというのが、8月21日、教育長の専決処分でなされています。その後、8月23日に教育委員会の定例会では報告もされていない。それから、9月13日木曜日の教育委員会定例会で報告されていると。この教育長の専決処分については、教育長は緊急、やむを得ないときは事務を臨時に代理することができるということで、専決処分できるというふうになっています。この場合においては、教育長は次の委員会に報告し、その承認を受けなければならないというふうになっております。教育長は8月21日に専決処分を行っておりますけれども、8月23日に教育委員会定例会が開催されておりますので、2日後ですから、別に専決処分せずに、8月23日に普通に審議をしてればいいようにも思いますけれども、これ、この場合、緊急、やむを得ないというふうに該当するのでしょうか。どうして2日後の定例会で間に合わなかったのでしょうか。

また、教育長は8月21日に専決処分を行っているわけですから、次の教育委員会に報告し、承認を受けなければならないということになっていますので、8月23日の教育委員会定例会で専決処分について報告し、承認を受けなければならなかったというふうに思いますが、これを9月13日まで放置していたと。これもう規則違反かなというふうにも思うんですけれども、いかがでしょうか。

以上、ちょっと時間を押してしまいましたけれども、以上で1回目の質問終わります。

○副議長（泊 照彦） 藤原市長。

○番外（市長藤原保幸）（登壇） まず私から、行政評価に対する私の覚悟についてのお尋ねがございましたので、お答え申し上げます。

行政評価につきましては、限られた財源の中で選択と集中の市政運営を行うこと、及び事業や施策の目標管理を行うことで事業の改善や見直しにつなげること、これを主たる目的としているところでありますけれども、私といたしましては、これに加えまして市民への説明責任を果たす一つのツール、あるいは職員の意識改革における一定の効果、こうしたことも期待しておるところでございます。

本市におきましては、平成15年度から導入している制度でありますけれども、率直に申し上げまして、全国的にこうすれば行政評価いいんだという教科書、あるいはマニュアル

## 2012年9月定例会 個人質問

ルの決定版があるというわけではありませんで、本市の実情を踏まえて、よりよい制度になりますように、議会の御意見もお聞きしながら逐次見直しを図ってきたところでございます。

今年度につきましては、総合計画のわかりやすい進行管理と評価の客観性を確保するためという観点から、外部評価の導入を試験的に実施させていただこう、いろんなメリット、デメリット考えられるわけですが、試験的にやってみようということで始めたところでございます。また、さらに加えて、本日、櫻井議員から種々課題も御指摘いただきましたので、そうした点も検討させていただきまして、よりよいものにしていきたいと思っております。

確かに全国を見ますと、この行政評価、いまだ定着したとは言いがたい状況でございます。近年話題となりました行政評価とちょっと似たようなものだというところで事業仕分けというのも非常に話題になりまして、なぜ一番でなきゃいけないんですかというので話題になりましたけれども、あれも今はどうなってるのかよくわからないというようなところでありまして、なかなか難しいもんだなと思っております。

しかしながら、伊丹市におきましては、私はこれは一定意味があるものだというふうに考えておりまして、今後とも行政評価の目的をすべての職員がまずは認識、理解した上で積極的に取り組んでいけるようにすることが大事、これは議員おっしゃるとおりだと思います。そういうように努力してまいりたい。そして、あわせて市民の皆様には市政運営に対する説明責任を果たす一つのツールとして活用してまいりたいというふうに考えております。これが私の覚悟でございますので、御理解賜りたいと思っております。

他の御質問につきましては、担当部長より御答弁申し上げます。

○副議長（泊 照彦） 田中こども未来部長。

○番外（こども未来部長田中裕之）（登壇） 私からは、認定こども園の拡充に向けての御質問についてお答えいたします。

まず、私立幼稚園の認定こども園の移行の際に安心こども基金を活用しないのはなぜかについてですが、今議会における議案質疑の際にも御答弁申し上げましたが、基金の活用につきましては、平成23年度におきましても、子育て創生事業における各種事業や今議会に提案させていただきました児童虐待防止対策の強化事業など、さまざまな事業をこの安心こども基金を活用して実施してまいりました。しかしながら、活用できるものであっても、その事業のあり方、実施方法の是非、効果などあらゆる面から検討し、国、県の補助などの活用を決定しているところであり、自治体によってその必要性はさまざまでございます。

本市におきましては建設費の補助は行いませんが、運営費につきましては、多くの私立幼稚園が認定こども園から開始することから、安心こども基金を活用した運営費助成を行うことにより、でき得る限り早期に幼保連携型認定こども園の移行を促進しているところでございます。

## 2012年9月定例会 個人質問

また、これまでも西伊丹幼稚園やいずみ幼稚園と認可保育所の開設に当たり、料金設定や認可手続などの協議を重ねております。その際に、安心こども基金の活用につきましては御理解もいただいているところをごさいますて、むしろ今後、先行した認定こども園が先行して移行してよかったと思える制度設計を私立幼稚園としても国に対して要望しているとのことをごさいました。安心こども基金につきましては、子ども・子育て関連3法の施行に伴い、制度そのものが大きく変わることも予測され、その中でその時代に応じた制度設計を本市としても構築したいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

次に、経常収支比率が99.8%の本市において、国、県の補助金を活用すべきではないかについてでございますが、幼保連携型認定こども園の認可保育所部分の整備につきましては、安心こども基金の保育所緊急整備事業の活用が可能でございます。当該事業を活用した場合、今回のいずみ幼稚園のように認可保育所の定員が45名であれば、補助基準額が1億1220万円であり、負担割合が基金2分の1、市4分の1、事業者4分の1となっていることから、本市の負担額は3000万円弱となります。

議員御提案の市の随伴部分について600万円の範囲で安心こども基金を活用すればよいとの御提案ですが、本基金制度の趣旨からすると、このように補助基準額が示されていることから、適切でないと考えております。国、県の補助金等の活用につきましては、その事業のあり方、実施方法の是非、効果などあらゆる面から検討し、総合的に判断していく必要があると思っておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（泊 照彦） 阪上総合政策部長。

○番外（総合政策部長阪上聡樹）（登壇） 私からは、行政評価における成果欄の不適切な記載等についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のように、事務事業シートにおいて成果欄の空欄や不適切な記載など数点ありましたことから、担当部長に対し、さらに指導を行いたいと考えております。

また、成果を明確にできていない担当部局の予算計上のあり方についてでございますけれども、事業や施策を進める上でそれらの目的、成果について説明責任を果たすことが不可欠であると考えておりますことから、平成25年度当初予算編成作業の中で議会や市民の皆様へ予算の根拠やその目的について十分御説明できるよう、適切に議論し、判断してまいります。

○副議長（泊 照彦） 滝内教育委員長。

○番外（教育委員長滝内秀昭）（登壇） 私から、教育に関する数点の御質問についてお答えいたします。

初めに、伊丹の教育（成果報告編）において、確かな学力は伊丹の教育を的確に評価できているのかとの質問にお答えいたします。

教育委員会が行う事務の管理及び執行の状況につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により点検・評価を行い、その内容を議会に報告するとともに、広く市

## 2012年9月定例会 個人質問

民に公表することが義務づけられています。伊丹の教育（成果報告編）の作成に当たっては、事務事業である小項目と施策目標である中項目の評価について教育委員会委員協議会において議論するとともに、2名の外部評価委員による年3回の評価委員会議で点検と評価を受けながら、作成しておりました。具体的には、S、A、B、Cの4段階の評価基準の確認とS評価に対する見直し、主な施策の成果と課題に対する活動と成果がわかる表記方法の検討を行いました。

議員御指摘の確かな学力の向上につきましては、教育委員会としましても重要な課題と認識しており、平成23年度の成果報告編より、資料編に伊丹市学習到達度調査結果や学習意識調査の経年比較、いじめ認知件数や不登校児童生徒出現率の経年比較のグラフ資料を掲載いたしました。

今後は外部評価委員からいただいた御意見を参考にしながら、伊丹の教育を市民に見やすく改善するため、来年度に向けて評価基準とアウトカム評価になるよう指標の見直しを行い、さらに的確に評価できる指標を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

次に、行政評価において、教職員人事費は県費だから伊丹市では評価しないというのであれば、小・中学校の設置者として伊丹市教育委員会の責任を放棄していることになるのではとの御質問についてお答えいたします。

市における行政評価は、伊丹市まちづくり基本条例第9条に基づき効率的かつ効果的な市政運営を行うとともに、市政に関して市民に説明責任を果たすことを目的としており、その評価結果を行政評価結果報告書として報告しています。

教職員の人件費が行政評価の対象となっていない理由についてですが、市の行政評価は結果の評価と未来への活用、予算への反映を特徴としており、行政評価の事務事業と予算を関連づけるとともに、事業、施策と組織との結びつきを明確にすることで市の行政活動について計画体系、予算体系、組織体系に基づく三位一体の評価を行っていることから、県費である教職員の人件費は評価していないと伺っております。

一方、教育委員会では、法に基づき伊丹の教育（成果報告編）を作成するに当たり、伊丹市教育ビジョンに位置づけられた施策目標に対して教育施策体系での評価、事務事業評価から施策評価への転換に力点を置き、事務事業の評価については市の行政評価に、また各事業詳細と決算額については市の「決算に関する報告書」へと役割分担を図ることで、報告書のスリム化、効率化を図っております。

教育委員会といたしましては、小・中学校の設置者として、先ほども申し上げましたとおり、伊丹の教育（成果報告編）において本市の教育施策を評価しており、今後はさらに市民に見やすく改善するため、また、一目でその成果や子供の様子がわかる評価基準と評価指標としての見直しを行い、伊丹の教育を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

次に、教育ビジョンについての御質問にお答えいたします。

## 2012年9月定例会 個人質問

まず、教育ビジョンはロジックとしておかしいとは思わないのかについてですが、伊丹市教育ビジョンは教育基本法第17条第2項の規定に基づき、中長期的かつ総合的な展望に立ち、計画的、体系的に教育課題の解決を図るために、10年間の伊丹市の教育行政、教育活動の指針として策定いたしました。

策定に当たっては、学識経験者及び教育関係者、関係団体、公募による市民代表から構成される伊丹市教育ビジョン策定委員会を設置し、協議を重ねました。また、市民、保護者、子供、教職員の意見や学校園長、教頭の提案を反映させるとともに、各種シンポジウム及びパブリックコメントを通じ、市民関係者の意見を反映いたしました。

このように、さまざまな立場の方から御意見を伺う中で、教育ビジョンの柱立てについては、改正教育基本法の理念である1、創造性と自主、自立の精神の涵養、2、公共の精神の涵養、3、伝統と文化の尊重及び我が国と郷土を愛する心の涵養を踏まえるとともに、伊丹市に愛着と誇りを持てる人材を育成するために、幼児期・学校教育、家庭・地域・社会教育、教育行政の3つに加え、伊丹ならではの特色ある教育の4つを基本施策といたしました。

議員御指摘の点につきましては、教育ビジョンはあくまで10年間の教育体系であり、教育委員会委員協議会において議論しました柱立てについては、評価する際の評価指標に関するものであり、ビジョンとしての基本的な体系を変更するものではございません。なお、外部評価委員からは、評価においては通常の実施事業等についての評価に加え、本市として特色ある事業に焦点を当てた評価も必要であるとの助言をいただいております。

次に、教育ビジョンは第3期実施計画を待たず改訂すべきではないかとのことですが、教育ビジョンは学校、家庭、地域、行政それぞれに関する施策体系であり、パブリックコメント等により市民の意見を反映させるとともに、議会における協議を経て策定されたものであります。現時点において、体系に沿って着実に実施することが重要であり、改訂については考えておりませんが、議員御指摘の基本施策の相互関係につきましては、第3期実施計画において検討してまいりたいと考えております。

次に、市民に開かれた教育委員会とするために、これまでどのような取り組みをしてきたかとの御質問についてお答えいたします。

本市の教育委員会は従前から市民に開かれた教育委員会を実現するため、顔の見える動く教育委員会を重点施策に掲げ、積極的に取り組んでおります。

その実績といたしましては、教育委員会定例会以外の教育委員会委員協議会の充実、市議会への参加、学校園訪問、市長やPTA連合会などとの懇談、入学式や卒業式、運動会などの学校園の主要行事への参加などなどがあり、これらの取り組みを通じ、これらさらに一層の教育委員会活性化を図ってまいります。中でも今年度は市民からの要望も踏まえ、一般に非公式の勉強会として位置づけられている教育委員会委員協議会について事前に会議の開催日時や議題等をホームページで公開し、阪神間の自治体に先駆けて傍聴を認める取り組みを行ったところであります。

## 2012年9月定例会 個人質問

次に、市議会議員の皆さんが教育分野について市議会本会議や委員会等で議論すること自体がレイマンコントロールであり、重ねて教育委員会で議論する必要があるのかという御質問についてお答えいたします。

まず、教育委員会と議会との関係は、執行機関としての教育委員会がみずからの教育行政について議会における答弁を通して、住民に対して積極的に説明責任を果たしていくものであると考えております。教育委員会制度におけるレイマンコントロールについては、教育行政や学校運営が教員などの教育の専門家だけの判断に偏ることがないように、保護者、委員も含めたレイマンである委員を通じて広く社会の常識や市民のニーズを施策に適切に反映させるための制度であります。市議会議員の皆様とは異なる役割を持っているものと認識しております。

次に、教育委員会は市議会のように活発な議論のもと、十分に機能しているのかとの御質問にお答えします。

議員御案内の議案第121号、損害賠償請求事件に係る和解については、本定例会の議案質疑において学校教育部長が答弁いたしましたように、学校の教育活動等における取り組み内容に係る教育委員会との協議はプロジェクトチームからのまとめの報告書が出されるまでの教育委員会委員協議会において6回にわたる協議と教育委員みずから関係中学校を含めた学校訪問を行い、さまざまな教育活動のあり方について議論を行いました。このように教育委員会は今回の損害賠償請求について、その発生直後から積極的にかかわっておりました。これまでの取り組みを踏まえた今回の議案につきましては、事前に事務局から報告を受け、意見交換を行っておりましたので、9月の教育委員会定例会では異議なく全員で一致いたしました。

次に、複雑多様化する地域住民のニーズにより適切に対応するため、学校評議員制度やコミュニティースクールなど地域住民が学校運営及び学校支援を行う仕組みを構築し、教育委員会の権限を移譲していくことについての御質問にお答えいたします。

教育委員会といたしましては、議員御提案のとおり、保護者や地域住民が教育行政に積極的に参加していただけるよう、専門家のみが教育行政を行うのではなく、地域住民の意向を教育行政に反映するレイマンコントロールの考え方は重要な視点であると考えます。

本市におきましては、伊丹市教育ビジョンにのっとり、学校評議員制度の活用により、地域住民や保護者の声を聞き、信頼され、地域に開かれた学校園づくりを推進しております。各学校園においては、教育目標や計画、地域との連携、学校園評価について校園長が学校評議員に率直な意見を求め、適切な学校運営を生かしていくシステムが定着しております。

○副議長（泊 照彦） 答弁者に申し上げます。

答弁は簡潔にお願いいたします。

○番外（教育委員長滝内秀昭）（登壇） このような取り組みの中、教育委員会の権限を地域や学校園に移譲していくことに関しましては一定の制限がございます。制約がございま

## 2012年9月定例会 個人質問

---

すが、現在、特に予算、人事面などにおいては自主的な校園長への権限移譲を具体的に推進または研究しているところであります。

人とのつながり、地域力の高さは本市の宝です。学校園の実施を把握するため、レイマンである私を初めとする各教育委員が定期的に学校園を訪問しておりますが、学校園におきましては、現在、学校評議員の意見を生かし、また、学校評価におけるP D C Aマネジメントサイクルに立った学校園運営を校園長のリーダーシップのもと進めていただいているところです。今後さらに学校運営に関して保護者や地域住民の意向を把握し、反映する。また、その協力を得る。そして、学校との説明責任を果たすため、学校評議員制度の運用のさらなる充実を図ってまいります。

最後に、教育長の専決処分報告についてですが、今回の案件につきまして、専決日が定例会開催日直前の2日前であり、既に当日の定例会の議案を伊丹市教育委員会会議規則の規定に従い、3日前までの8月17日に告示した後でありましたことから、9月の定例会での報告となりました。なお、本案件につきましては、本来報告すべき8月定例会開催日における連絡調整時に担当職員から十分に説明を受け、承知したところですので、御理解賜りますようによろしくお願いいたします。